

# 学生の修学に係る支援

## 1. 学習の支援

### (1) 指導教員制度

この制度は、学生が安心して学業に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、指導教員が、学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じて、適切な指導、助言を与えることを目的としています。

指導教員は、修士論文の指導及び修学・友人関係・健康・経済面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者です。生活上で問題解決に悩んだり不安を感じたら、まず指導教員に相談してください。

### (2) 公認心理師及び臨床心理士合格をサポート

公認心理師及び臨床心理士受験に対し、万全なサポート体制があります。授業の他に資格試験対策室や公認心理師対策講座を開設しています。また臨床心理士合格に向けて、大学院修了後受験期までの対策講座を実施するなど資格取得に向けて学習方法などを身につけ、自信をもって試験に臨むことができます。

## 2. 奨学金

奨学金制度は、家庭の経済的理由により修学困難な学生に対し、奨学金を給付又は貸与することによって学費の負担を少しでも軽減し、それにより、学業に専念できるようにとの目的で設けられたものです。

日本学生支援機構、地方自治体、民間団体など、大学を通じて推薦依頼のある各種奨学金についての申込案内は、すべて、学生生活課の奨学金専用掲示板、もしくはGmailにてお知らせします。希望する場合は、申込時期を逃さないように注意してください。

### (1) 授業料の免除及び徴収猶予

#### 授業料免除及び徴収猶予制度について

入学後の授業料免除及び徴収猶予は、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則」に基づき行います。例年、後期分の申請については7月頃、翌年度前期分の申請については1月頃にガイダンスを行っています。希望される方はガイダンスに参加のうえ、指定期日までに申請してください。なお、既に納入された授業料については免除申請できません。

### (2) 日本学生支援機構貸与奨学金（JASSO）

この奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構による、国の育英奨学事業です。勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力のある学生が、経済的理由により修学を

あきらめることのないよう支援するものであり、国内の奨学金制度の中で最も大規模なものです。

貸与型奨学金は返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。

奨学金を受けようとする学生の願い出に基づき、学内審査及び大学推薦を経て、日本学生支援機構における選考ののち、採否が決定されます。

## ① 授業料後払い制度

2024年度から大学院修士課程を対象とした「授業料後払い制度」が導入されました。本制度は在学中の授業料を日本学生支援機構が立て替え、卒業後、所得に応じた月額を「後払い」返還する仕組みです。希望者には生活費奨学金も併せて支給されます。

授業料相当額の奨学金が大学に直接振り込まれ、まとまった資金を用意する負担が減らせます。

### ■支援内容

①授業料相当額の奨学金	年額最大776,000円（無利子）
②生活費奨学金	①に追加で月額2万円・4万円から選択（希望者のみ）
③貸与終了後の返還	<ul style="list-style-type: none"><li>・所得に応じて返還月額が決定。</li><li>・返還者本人に子どもがいる場合は、返還月額が減額。</li><li>・機関保証への加入が必須となり、最終的な貸与総額には保証料相当額が含まれる。</li><li>・「特に優れた業績による返還免除制度」への申請が可能。</li></ul>

### ■募集と注意点

- ・授業料相当額の奨学金が不足する場合は、学生自身で差額を納付する必要があります。
- ・入学時期に応じ、募集を行います。（日本学生支援機構の奨学生としての選考があります。）
- ・日本学生支援機構の第一種奨学金と併用できません。
- ・貸与期間は標準修業年限が上限です。

## ②特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金（授業料後払い制度含む）の貸与期間中に、特に優れた業績を挙げた人として日本学生支援機構が認定した場合、貸与期間終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。第一種奨学金の貸与終了年度に、大学を通じて申請が必要です。

### ③貸与奨学金の種類と内容（大学院生の場合） （2025年度要項より参照）

貸与種別		第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
貸与月額		月額 50,000 円または 88,000 円	月額 5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択
返 還		卒業後に無利息で返還する	卒業後に年利率 3% を上限とした利息を上乗せして返還する（在学中は無利息）
学力基準		成績が特に優れ、将来、研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること	
貸与期間	予約採用	入学時～最短修業年限終期まで	入学時～最短修業年限終期まで
	定期 在学採用	入学時～最短修業年限終期まで	入学時以降指定した月から最短就業年限終期まで
	定期 緊急採用	採用時～最短修業年限終期まで	
	定期外 応急採用		貸与事由が生じた年度の 4 月～最短修業年限終期まで
第一種、第二種の併用貸与も可			

### ④申込方法

- i 定期採用（原則、春と秋に申込期間を限定し募集）
 

前期ガイダンス期間中に、「日本学生支援機構奨学金 新規申込説明会」を実施します。定期採用への申込希望者は必ず出席してください。日時、場所等は、前期ガイダンス日程表等をご覧ください。説明会に出席した学生に願書を配付します。

説明会で指定する期日までに申込みをしてください。
- ii 定期外採用（第一種＝「緊急採用」、第二種＝「応急採用」年間を通して募集）
 

家計支持者を失う又は失職、破産、倒産等や災害等による被害を受けるなどの事由により、収入の急激な減少又は支出の急激な増加を招き家計が急変して奨学金を受ける必要が生じた場合は、随時申込みができます。ただし、事由が生じてから 1 年以上経過した場合は申込みの資格を失います。学資に不安が生じたら早めに学生生活課へ相談してください。
- iii 推薦、採用決定と返還誓約書の提出
 

校内選考において、奨学生として適格度の高い者から推薦し、日本学生支援機構にて採否が決定されます。採用決定後、「返還誓約書」を定められた期限までに提出してください。期限までに提出のない場合は、振込済額を全額返戻した上で採用取消となります。
- iv 採用候補者（予約採用者）
 

大学等において、大学院への進学を条件に奨学生採用の内定を受けている学生は、進学届の経路を経て本採用となります。前期ガイダンス期間中に「日本学生支援機構奨学金 予約採用者進学時説明会」へ出席し、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を所定の期間内に学生生活課に提出して指示を受けてください。

v 在学中の返還期限猶予

在学中は返還が猶予されます。大学等在学中に奨学生であった者もしくは、奨学金を辞退後引き続き在学をする場合で、希望する者は、スカラネット・パーソナルを通して「在学猶予願」を提出し、「在学届」を学生生活課へ提出してください。

## ⑤奨学金の交付

毎月1回、本人名義の預金口座へ振り込まれます。

## ⑥奨学生の心得

奨学生は、奨学規定その他の規則を守り、大学の指示に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努めてください。

i 継続願の提出（12月頃）

スカラネットより継続願を提出（入力）してください。継続願を提出しない場合は「廃止」の措置が取られます。

ii 学業成績の報告

学業成績不振者、理由なく履修登録をしない者、出席率が低い者、懲戒処分を受けた者等は、「警告」「停止」「廃止」の措置が取られます。

iii 身上異動

奨学生として採用後、学籍、身上異動（休学、留年等）及び住所の変更等が生じる場合は、速やかに学生生活課へ申し出てください。手続を怠ると、奨学生としての資格を失うことがあります。

## （3）その他の奨学金

地方自治体、民間団体による奨学制度があります。

大学に募集案内のあったものは、その都度、奨学金専用掲示板へ掲示してお知らせしますが、本学で取り扱っていない奨学金もあります。各団体の広報により直接、公募することがあります。都道府県及び市区町村の教育委員会又は関係団体に直接問い合わせてください。

### 過去に募集案内のあった団体

募集は、主に4月～5月で、他の奨学金と併用して貸与又は給付を受けることができない場合があります。申込みにあたっては、資格条件等には十分注意してください。下記は、本学で取扱い、受付した奨学金制度です。2025年度については、Gmailまたは奨学金専用掲示板等で案内する予定です。 (2025年度)

団体名	種別	奨学金額	他奨学金との併給
交通遺児育英会	貸与+給付	月額5万、8万、10万から選択	併給可

あしなが育英会 (大学院1年生)	貸与	月額(無利子) 80,000円	併給可
---------------------	----	-----------------	-----

### 3. 保険

#### (1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

- ① 本学では、全学生が入学と同時に、公益財団法人日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』に加入します。加入手続を個々で行う必要はありません。

教育研究活動中に生じた事故によって通院を要する以上の傷害を身体に被った場合、その程度に応じて保険金が支払われます。正課、学校行事、課外活動、登下校中の事故によるケガ等は速やかに学生生活課に届け出てください。ただし、治療日数が少ない場合は、保険金が支払われないこともあります。

詳細については、ガイダンスで配付される『学生教育研究災害傷害保険のしおり』を参照してください。

- ② 学研災の付帯保険に、実習、インターンシップ、ボランティア活動を含む正課、学校行事等の事故により生じた学生の賠償責任を補償する『学研災付帯賠償責任保険』(付帯賠償)があり、本学では任意で加入することができます。保険料は自己負担で、希望者は手続が必要です。

なお、本学では、教育実習(介護等体験を含む)、社会福祉士養成に係る学外実習、精神保健福祉士養成に係る学外実習、介護福祉士養成に係る学外実習、栄養士養成に係る学外実習、管理栄養士養成に係る学外実習、保育士養成に係る学外実習、医療関連の学外実習、その他の資格課程に履修登録した者及びインターンシップを行う者は全員付帯賠償に加入しますが、資格課程履修費を納めている学生は、「資格課程履修費」から保険料を支出します。この場合の加入手続は教務課で行いますので、個別に加入手続する必要はありません。

- ③ 学研災付帯保険に、学生生活を24時間補償する『学研災付帯学生生活総合保険』・「学生総合保障制度」(付帯学総)があります。この保険は本学では任意加入で、希望者は手続が必要です。加入に関する書類は入学手続書類と同封で配付しています。付帯学総は付帯賠償をすべて含みます。また、学生本人については傷害のほかに疾病も補償範囲に含みます。詳しい説明が必要な場合は学生生活課に尋ねてください。

### 4. 意見箱

学生生活をよりよくするため、学内環境などに関する大学への要望や提案をするための意見箱が、東キャンパス本館1階学生控室及び西キャンパス1号館学生就職課前に設置されています。

提出された意見に対し、検討ののち原則として掲示にて回答をしています。改善できる

ことは実践されますので、有効に利用してください。

## 5. 施設

最新機器や設備を備えた学びのための施設が充実しているほか、学生が魅力あるキャンパスライフを送るための環境が整っています。

施設区分	施設名	
教育施設	東海学院大学短期大学部	教室
	東海学院大学	体育館兼講堂
	東海学院大学大学院	運動場
共用施設	東海学院大学短期大学部	TGU トレーニングルーム
		テニスコート兼多用途グラウンド
		TG danse studio goût
		ピアノ実習室（ピアノ全 70 台）
		さらまんじえ・とーかい（喫茶）
		La Sant'e Tokai (学生食堂)
	東海学院大学	クラブ棟（部室）
		屋内多目的グラウンド Ailes bleues
		硬式野球部専用球場 (TGU スタジアム)
		東海食堂（学生食堂）
その他の施設	東海学院大学短期大学部及び 東海学院大学附属図書館	東海えほんの森
		情報学習室 (パソコンやインターネットが利用可)
		売店（書籍、雑誌、文具等）
	東海学院大学大学院	心理臨床センター